

秋田公立美術大学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正）および「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）を踏まえ、「秋田公立美術大学における公的研究費の不正使用および研究活動における不正行為の防止に関する規程」（平成28年公立大学法人秋田公立美術大学規程第10号。以下「規程」という）第5条第2項に基づき、次のとおり研究不正防止計画を定める。

なお、本計画は、計画実施の進捗状況等を検証しながら随時見直しを図るものとする。

1 管理運営体制の明確化

1-1	不正等の発生要因	各責任者へ役割および管理体制の周知が不足している。
	想定される問題	責任者の管理不足により、不正が見過される
	実施事項	コンプライアンス責任者・研究倫理教育責任者に対する研修を行い、役割の周知徹底を図る。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

2-1	不正等の発生要因	公的研究費の執行ルールが曖昧で学内で統一されていない。
	想定される問題	担当者によって対応が異なる等の混乱が生じる。
	実施事項	執行ルールの統一化を図り、説明会を開催する。また、教職員共通のマニュアルを配付し、ルールの変更等があれば直ちに周知する。
2-2	不正等の発生要因	公的研究費の執行に関する認識が不十分である。
	想定される問題	不正という認識なしに、不正行為等を行うリスクがある。
	実施事項	公的研究費に関わる教職員に対して、コンプライアンス研修を実施する。
2-3	不正等の発生要因	研究費の執行に計画性がない。
	想定される問題	年度末の駆け込み執行や、余った研究費での不必要な物品購入が起きる。
	実施事項	<ul style="list-style-type: none"> ・研修等において、研究費の計画的な執行を促す。 ・外部研究費について、繰越制度等の周知を徹底する。 ・コンプライアンス推進責任者が、随時執行状況を確認（モニタリング）し、執行率の低い教員にヒアリングを行う。必要に応じて執行計画の見直しを指示する。
2-4	不正等の発生要因	立替払いの執行ルールの周知が徹底されていない。
	想定される問題	研究費の私的流用や精算忘れが起きる。
	実施事項	<ul style="list-style-type: none"> ・執行ルールの統一化を図り、説明会を開催する。また、教職員共通のマニュアルを配付し、ルールの変更等があれば直ちに周知する。 ・他大学の事例を研究し、対象経費を改めて整理する。

3 公正な研究活動の推進

3-1	不正等の発生要因	研究における不正行為等に関する知識が不十分である。
	想定される問題	不正という認識なしに、不正行為等を行うリスクがある。
	実施事項	研究活動に関わる教員および学生に対して、研究倫理教育および研修を実施する。